

令和7年度第4回朝霞市子ども・子育て会議

令和8年2月12日(木)開催

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和7年度第4回朝霞市子ども・子育て会議
開催日時	令和8年2月12日（木）午後2時から午後3時35分まで
開催場所	朝霞市民会館（ゆめぱれす） 3階 梅会議室
出席者の職・氏名	<p>【委員 16人】 嶋崎会長、鈴木副会長、山谷委員、小林委員、富岡委員、宮野委員、大谷委員、佐藤委員、川合委員、亀谷委員、増田委員、宮永委員、片山委員、安孫子委員、平田委員、串田委員</p> <p>【事務局 12人】 堤田こども・健康部長 玄順こども・健康部次長兼保育課長 保育課：金子補佐、橘係長、鍋島係長、山守係長、白倉主査 こども家庭センター：渡邊室長 こども未来課：高橋課長、荒谷係長、渡辺主任、榎本主任</p>
欠席者の職・氏名	<p>【委員 9人】 戎井委員、藤巻委員、村山委員、岡部委員、政委員、吉村委員、渡邊委員、函師委員、原委員</p>
議題	<p>(1) 第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画 令和6年度実施事業進捗状況報告書（案）について</p> <p>(2) 保育園等運営検討部会からの報告等 ①令和7年度第1回朝霞市保育園等運営検討部会の報告について（公立保育園の今後のあり方について） ②朝霞市育成保育等実施要綱及び医療的ケア児の保育園等受入れガイドラインの改正について</p> <p>(3) こども誰でも通園制度について</p> <p>(4) その他</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・資料1 第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画 令和6年度実施事業進捗状況報告書（案） ・資料2 公立保育園の今後のあり方について ・資料3-1 朝霞市育成保育等実施要綱及び医療的ケア児の 保育園等受入れガイドラインの改正について ・資料3-2 朝霞市育成保育等実施要綱改正（案） ・資料3-3 医療的ケア児の保育園等受入れガイドライン（案） ・資料4-1 朝霞市乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 実施事業者の認可について ・資料4-2 こども誰でも通園制度 応募施設一覧表 ・資料5-1 子育て支援センター 一時預かり事業実施概要（案） ・資料5-2 朝霞市子育て支援センター一時預かり事業 運営業務委託仕様書（案）
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録

	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 会長及び副会長による確認	
傍聴者の数	3人	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【榎本主任】

本日は、お忙しい中、令和7年度第4回朝霞市子ども・子育て会議に御出席いただきありがとうございます。

初めに、会議の公開につきまして御説明します。

「市政の情報提供及び審議会等の会議開催・公開に関する指針」により、本審議会は原則公開となっておりますので、本日の審議会は、開会前に傍聴人を傍聴席へ案内する運用といたします。また、会議の途中で傍聴希望人がいらっしゃった場合においても、傍聴要領に沿って定員5人までは入室していただきますので御了承ください。

なお、傍聴人につきましては、傍聴要領に記載された事項をお守りいただいた上で傍聴をしていただくこととなります。守るべき事項に反する行為をされた場合には、退場していただくことがございます。

次に、会議録の作成におきましては、発言者名を明記させていただきますので、恐れ入りますが、発言の際にはお名前をおっしゃってから、御発言をお願いします。

会議の公開及び会議録の作成については以上でございます。

定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第4回朝霞市子ども・子育て会議を開催いたします。

進行を務めさせていただきます。こども未来課の榎本と申します。

どうぞよろしくをお願いします。

まず初めに、委員の交代がございましたので報告させていただきます。

市議会議員から新たに増田委員が選出されました。増田委員から、一言、御挨拶をお願いいたします。

【増田委員】

初めまして、こんにちは。朝霞市議会の増田ともみです。

本日より、こちらに委員として参加させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【榎本主任】

増田委員、ありがとうございました。

続きまして、本日の委員の出欠席について御報告します。

本会議は子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づき設置されたもので、朝霞市子ども・子育て会議条例により、その組織や運営等について定めております。

条例第7条第2項の規定によりまして、会議については「委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。」とされております。

本日の出席委員は16名ですので、会議の成立要件である委員の定数以上25名の過半数の13名を満たしておりますので、会議は成立していることを御報告します。

なお、藤巻委員、村山委員、岡部委員、政委員、吉村委員、渡邊委員、函師委員、戒井委員からは事前に欠席の連絡を頂いております。

次に資料の確認をさせていただきます。

机上にお配りした資料として、まず

- ・ 本日の会議次第
 - ・ 資料4-1 朝霞市乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者の認可について
 - ・ 資料4-2 こども誰でも通園制度 応募施設一覧表
- また、事前に配布した資料として、
- ・ 資料1 第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画 令和6年度実施事業進捗状況報告書（案）
 - ・ 資料2 公立保育園の今後のあり方について
 - ・ 資料3-1 朝霞市育成保育等実施要綱及び医療的ケア児の保育園等受入れガイドラインの改正について
 - ・ 資料3-2 朝霞市育成保育等実施要綱改正（案）
 - ・ 資料3-3 医療的ケア児の保育園等受入れガイドライン（案）
 - ・ 資料5-1 子育て支援センター 一時預かり事業実施概要（案）
 - ・ 資料5-2 朝霞市子育て支援センター一時預かり事業運営業務委託仕様書（案）
- 以上となります。資料に不足がある方は挙手願います。

これからの議事進行は、朝霞市子ども・子育て会議条例第7条の規定のとおり、会長にお願いしたいと存じます。

それでは、嶋崎会長、よろしく願いいたします。

【嶋崎会長】

みなさん、こんにちは。今日はよろしく願いいたします。

それでは、早速、議題に入りたいと思います。

議題（1）第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画令和6年度実施事業進捗状況報告書（案）について、事務局から説明をお願いします。

【荒谷係長】

それでは、議題1、朝霞市子ども・子育て支援事業計画令和6年度実施事業進捗状況報告書（案）について、報告書の概要を説明させていただきます。

資料1を御覧ください。こちらの報告書（案）は、第2回、第3回の会議におきまして、令和6年度に実施いたしました子ども・子育て支援事業について、委員の皆様を確認及び評価をしていただきましたものをまとめております。

表紙をめくっていただきますと、目次となっております。こちらの内容は、昨年度の報告書に準じて作成をしており、年度及びページ番号のみ更新しております。

1ページの「令和6年度実施事業の進捗管理・評価を実施して」を御覧ください。ここでは、令和6年度実施事業の進捗管理・評価について記載しております。

中段以降の枠内を御覧ください。令和6年度支援事業の病児保育事業については、市民等を優先的に受け入れていただけるように協定を結んでいることから、利用者が大幅に増加する等、病児保育のニーズに答えることができた一方、子育て世帯の転入等の理由により、放課後児童クラブの入所保留児童が増加する等、解消していかなければならない課題がクローズアップされました。

関連事業については、個々の事業において評価の上下はあるものの、おおむね計画に基づき進捗していることが伺えます。

2ページを御覧ください。ここでは第2期計画期間内における評価、まとめについて記載しております。

中段の枠内を御覧ください。

①令和7年4月にこども家庭センターを設置し、児童福祉と母子保健の連携による伴走型支援体制の確立に向けた準備を整えました。

②待機児童の解消に向け適切に保育を提供できるよう、保育所は10か所、定員を502名に、放課後児童クラブは3クラブ、定員を211名に増やす等の基盤整備を進めました。

③地域子育て支援団体や企業等との連携、児童館を拠点とした事業等に着手し、今後のこどもの居場所づくり支援の基礎となる体制を整えました。

④新たな指針となるこども基本法に基づいた「朝霞市こども計画」を策定するとともに、行政組織機構改革の着手により「こども部」の設置に踏み切り、こどもの居場所づくりをはじめとするこども施策に重点的に取り組み、こどもまんなか社会の実現を目指すための準備を整えました。

中段を御覧ください。計画期間内には、新型コロナウイルス感染症の発症・拡大等により、子育てに関する事業や会議等が行えない時期があったこと等、様々な制約もあったものと思われませんが、国の補正予算等を活用した子育て家庭等への給付金や、児童福祉施設等の処遇改善に係る補助等、こどもたちとその保護者等を下支えする支援を行うことができました。

朝霞市子ども・子育て会議としては、朝霞市の子ども・子育て支援事業の推進及びさらなる推進体制の強化を図るための意見具申ができたものと考えます。

今後は、「第6次朝霞市総合計画」並びに「朝霞市こども計画」に基づき、新たな基本理念の実現に向け、市の行う取組を真摯に評価してまいります。

3ページを御覧ください。このページは、本会議が行う計画の進捗管理に関する説明のページとなっております。このページに関しては、年度の更新以外は昨年度からの変更はございません。

4ページを御覧ください。このページは、実施事業の進捗状況を表にまとめたものとなっております。上段の①が支援事業、下段の②が関連事業で、それぞれAからDの評価について内訳と合計を示しております。なお、②関連事業の令和6年度の合計につきまして、本来は132事業となりますが、一番下の※2にありますとおり、事業番号37障害児放課後児童クラブ事業と、事業番号95朝霞地区青少年健全育成地域の集いの開催、の2事業が令和4年度で廃止となったため令和5年度同様、令和6年度も実績がございませんので、合計が130事業となっております。

5ページを御覧ください。5ページから34ページまでは、支援事業について、各事業の事業概要や成果、自己評価、会議評価のほか、委員の皆様から頂いたコメントを記載しております。

また、35ページを御覧ください。35ページから39ページまでは、関連事業の各事業について、第2期計画期間である令和2年度からの事業評価の進捗状況を掲載しております。なお、先ほどお伝えしました、事業番号37と事業番号95については、廃止事業であることがわかるよう色を付けております。

40ページを御覧ください。40ページから43ページは、関連事業について、委員の皆様から頂いたコメントを記載しております。

44ページを御覧ください。44ページと45ページは、令和6年度の本会議及び部会の開催日と議題を記載しております。

46ページから47ページは、本会議の条例を掲載、最後、48ページは令和6年度の本会議の委員名簿を記載しております。

議題1についての説明は以上となります。

【嶋崎会長】

ただいま、第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画令和6年実施事業進捗状況報告書（案）について、事務局から説明がありました。

事前にみなさんに配付されていると思いますが、我々が評価した内容が掲載されることとなります。

事務局の説明について、御意見・御質問はございますか。

【山谷委員】

山谷です。

1ページの枠内において、「令和6年度の支援事業においては、病児保育事業については」というのは表記がおかしいと思いますが、いかがでしょうか。

【高橋課長】

申し訳ございません。

事務局で適切な表記となるよう修正させていただきます。

【宮野委員】

幼稚園保護者代表の宮野綾子です。

48ページに記載されている委員名簿の名前が全然違うと思うので、確認をお願いします。

【荒谷係長】

こちらは令和6年度の名簿でございます。

【宮野委員】

すみません、間違えました。

【嶋崎会長】

そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、議題（1）を終結し、次の議題に進みたいと思います。

議題（2）保育園等運営検討部会からの報告等について、説明をお願いします。

【鈴木副会長】

では、こちらの議題につきましては、部会長を務めた鈴木から御報告をさせていただきます。令和7年度第1回朝霞市保育園等運営検討部会の協議結果につきまして、昨年、10月17日（金）の午前10時から、朝霞市民会館ゆめぱれすにおいて、令和7年度第1回朝霞市保育園等運営検討部会を開催いたしました。委員9名のうち、富岡委員、村山委員、大谷委員、西委員、そして私鈴木の5名が出席しております。

まず御報告いたしますのは、公立保育園の今後のあり方について議論したこと、また部会としての結論に至りましたので、皆様に御報告申し上げます。

お手元の資料におきましては、公立保育園の今後のあり方についてと書かれている資料を御覧ください。こちらの資料は、当日部会で配布された資料と同じものとなっております。

今回、開催に当たり、事務局から本資料に基づいて、児童福祉予算における保育園費の現状、そして改善の必要性について説明がありました。

本提案は、朝霞市における保育の充実を土台にして、児童福祉全体の充実へつなげて

いくためのものになります。現状、保育園費に係る市の財政負担、公立保育園と民設保育園で大きく異なっています。そちらについては、資料2、公立保育園の今後のあり方の1ページ目で御確認いただける内容となっております。そこで、市の財政負担の軽減を目的に、公立保育園の運営費そのものを縮減するのではなく、公立保育園を民設保育園へ移行することにより、国・県の補助制度をより効果的に活用し、市の歳入増を図るという方向性が示されています。併せて、保育の質を担保する、児童福祉の一層の充実を目指す考え方であることも共有された上で検討しております。

その実施に当たっての重要な前提として、2点が強調されていることがございます。

一つ目は、こどもたちの保育が途切れないよう、保育の継続性を確保すること。二つ目は、保護者に追加の負担を生じさせないこと。このいずれかが実現できない場合、施策の実行は困難である、という説明がございました。

これらを踏まえ、御覧いただいております資料の4ページ目から6ページ目にかけて、候補として、ケースAからケースDとして具体的に4つの案が示されております。これらの案について部会では意見交換を行い、委員からも複数の質問等が出ておりました。例えばですけれども、「公立保育園が老朽化している現状に対して、民間事業者が運営を引き継いだ場合にその負担が大きくなるのではないか」、それに対して市からは、「施設を保有したまま貸し付ける形であれば、維持管理は市が担うことになり、事業者に過度な負担が生じにくい」との説明がありました。二つ目の内容としては、「児童や保育士への影響が最も少ない案はこの中でどれであるのか」、回答としては「ケースDにあたる」でした。それからもう一つ、「現在、公設民営として運営している宮戸保育園・仲町保育園を民設に移行するに当たり、現在の委託事業者が困難と判断した場合はどうするのか」、これに対しては「その場合は、現状どおり公設民営として運営を継続する」といったことが、意見や質問の中で出てきた一部の紹介になります。

このほか、市の財政状況を踏まえて、公設公営保育園の民設化を進めるケースA・B案に対しましても、段階的に検討・推進すべきではないか、という意見も出ております。

委員全員に共通していた点としては、保育の質の維持は絶対に譲れないこと、という前提で協議・検討がされていたことです。

以上の議論を踏まえまして、部会としては、まず行う内容としてはケースD、現状の公設民営の2園について、公私連携型保育園へ移行するというものを検討し、この案を採用するという結論に至っております。

以上が、公立保育園の今後のあり方について検討した内容の御報告になります。

続きまして、部会ではもう1点検討した内容がございました。

今度は、お手元の資料では資料番号、資料3-1、3-2、3-3を御覧いただくことになります。

朝霞市育成保育等実施要綱及び医療的ケア児の保育園等受入れガイドラインの改正についてが内容となります。こちら、市内の保育園において、障害のあるお子さんや、発達が気になるお子さんの受入れに関する要綱とガイドラインになります。

今回、要綱等を改正することについて、保育園等運営検討部会で審議し、承認した内容について、御報告します。

まず、資料3-1を御覧ください。資料3-1は、10月17日の部会で使用した資料を基に、一部を更新、作成したのものになります。

部会では、事務局から、資料に基づき、1ページの1の(1)用語や(2)育成保育等の児童数、2の要綱等の制定状況等、2ページ、3の現行要綱等の課題や4の改正に向けた検討状況について説明がありました。

以上の内容について、委員の皆様からは、医療的ケア児の受入れに当たって民間保育

園では研修や看護師の確保等が必要であり、より積極的に市が関わる方法があると良い等の意見がありました。

続いて、3ページの実施要綱の改正案、4ページのガイドラインの改正案について事務局から説明がありました。こちらの内容について、委員の皆様からは、育成保育の受入れ年齢に関する御意見のほか、要綱の名称変更、一般申請加配保育の定員に関する記載の仕方等の御意見がありました。

この部分について、委員の皆様と事務局のやり取りについて、事務局から説明をお願いいたします。

【白倉主査】

保育課の白倉と申します。

3ページの実施要綱の改正案と4ページのガイドラインの改正案につきまして、部会で、委員の皆様と事務局のやり取りの状況を、私から説明させていただきます。

3ページの(1)要綱の改正案について、まず、①の要綱の名称を「朝霞市育成保育等実施要綱」から「朝霞市障害児保育実施要綱」に変更することについて、委員の皆様から「障害児」という言葉を最近では使用されなくなっているのではないかという御意見がございました。このことについて、「障害児」は法律で使用されている用語であるほか、「障害児保育」がわかりやすいので良いのではないか、というやり取り等があり、事務局の改正案のとおりで進めることとなりました。

続いて、③申請方法等について、現行要綱と改正案の概要を比較できるよう、表で上下に記載しておりますけれども、表の上から4行目、年齢についての欄を御覧ください。年齢のうち、育成保育について、現行「0～5歳児」の部分で改正案では「4・5歳児」に変更することにつきまして、委員から「3歳児を含めてはどうか」という御意見がありました。このことについて、医療的ケア児の認定事由がない申請で4・5歳児としていることもセットで考えるべきという御意見があったほか、4・5歳児は小学校に上がるための集団生活に慣れる準備としてニーズが高いこと、施設ごとの定員が2名である中で3歳児の入園があった場合に3年間、その子が定員の枠を使うことになること等のやり取りがあり、事務局の改正案のとおり進めることとなりました。

続いて、表の下から3行目、定員の欄を御覧ください。一般申請加配保育の定員に関する記載の仕方につきまして、本日の資料では「バーとして、定員を示さず、※として、一般申請の受入れ範囲内」となっておりますが、こちらは部会を踏まえて、修正した部分になります。昨年10月の部会の時点では、同じ箇所は、「定員なし」と記載しておりました。この「定員なし」と記載していたことについて、委員から市民に対して保育園にいくらでも人数を受入れができるような誤解を招く懸念が指摘されたほか、定員を明確にしつつ増減が可能とする記載方法や、あえて定員を示さず説明事項だけで運用する案等の御意見、やり取りがございました。

4ページにつきましては、特に御意見はございませんでした。

私からの説明は以上でございます。

【鈴木副会長】

ありがとうございます。

部会の結論としましては、一般申請加配保育の定員に関する記載の仕方について、部会の審議を踏まえて、事務局で再検討することとし、その他の改正案については承認の手続きが進んでおりました。

事務局で再検討となった部分については、後日、事務局の修正案を委員の皆様にお示しし、意見募集を行ったところ、特に御意見はございませんでした。そのため、事務局の

修正案を部会として承認する流れとなっております。

なお、要綱とガイドラインは、今後、市として決定し、令和8年4月1日から施行、令和9年度に入園するお子さんの申請から適用することになります。

保育園等運営検討部会からの報告は以上になります。

【嶋崎会長】

ありがとうございました。

2点部会から報告がございましたが、1点ずつ進めたいと思います。

まず初めに、公立保育園の今後のあり方について、みなさんから御意見・御質問はございますか。

【山谷委員】

山谷です。

資料2、6ページのDに記載されているデメリット、追加の補助金等が必要な可能性についてもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

【嶋崎会長】

事務局からお願いいたします。

【橘係長】

保育課の橘と申します。

資料2の3ページを御覧ください。今後の方針、と記載のあるページになります。こちらにあるグラフは、公立保育園と民設保育園でかかっている経費のうち、誰が負担しているか、内訳を表しているものになります。公立保育園につきましては、市と保護者の方、民設保育園ですと、市と保護者の方以外に国と県からの負担が出てくるということになります。このオレンジ色の市の負担でございますが、公立保育園ですと82%、民設保育園ですと20.5%になります。法律で決まっている負担割合なのでこのようになりますが、ケースDは、公私連携型保育園として移行するというふうになっております。公私連携型保育園というのは、市と事業者が協定を結び、民設保育園でありながら極めて公的に近い、いわゆる公立と同じような水準の保育を提供する保育園になります。通常の民設保育園に比べて、基準を厳しくしている部分等がございます。現状、本市にある公設民営保育園、仲町保育園と宮戸保育園に関しましては、保育士の配置基準といったところで当然公立の基準を適用しておりますので、民設保育園よりも厳しい基準となります。

民設保育園とした上で、公立保育園の基準を適用し運営していただくためには、定められた負担割合だけではなくて、市からの補助金等が必要となる可能性があります、という意味合いでございます。

以上です。

【嶋崎会長】

よろしいでしょうか。

【山谷委員】

ありがとうございます。

【嶋崎会長】

そのほか、いかがでしょうか。

公私連携型保育園の場合、職員採用はどのように行うのですか。

【橘係長】

保育課の橘です。

公私連携型ではございますが、あくまでも民設保育園でございますので、民間の事業者が採用するという形になります。

【玄順次長】

今回御提案させていただいた中で、市として大事にしたい点というのは、部会長からもお話いただいた、子どもに対しての影響を少なくすることと、保護者に対する追加の負担をさせないという点になります。

今ある宮戸保育園と仲町保育園が、そのままの事業者で、原則、今と変わらない保育を続けるというのはケースDに当たります。民間事業者に今の公立保育園と同じ内容の配置基準としていただくためには、補助金だけでは足りなくなる可能性もあること、その分、新たな補助金等で負担が増えるかもしれない、という説明を係長の橘からいたしました。

運営会社も職員の配置等も変わりません。何が変わるかというと、国や県からの運営費補助金として市の歳入となることが大きな違いとなります。したがって、最大限影響が出ない運営方法がケースDであるということで、部会でもこちらを採用していただきました。

職員の採用につきましても、今までと同じように宮戸保育園・仲町保育園、民間の保育園で行っていただく形に変わりがない、何も変わらないというのがお答えとなります。

以上でございます。

【嶋崎会長】

そのほか、いかがでしょうか。

【山谷委員】

山谷です。

今回のこととは違うかもしれませんが、宮戸保育園と仲町保育園が民間保育園となるときに、保育士の採用について問題があったと思いますが、その辺りは解決されたんでしょうか。

【玄順次長】

採用につきまして、宮戸保育園・仲町保育園は設立当時から公設民営のため、今の事業者をお願いしております。その後、モニタリング等も行っており、採用の部分について特段の問題はないと考えております。

以上でございます。

【嶋崎会長】

そのほかの委員の方からは御意見等ございませんでしょうか。

部会からの報告、事務局からの説明がございましたが、子ども・子育て会議として部会からの案を承認するという形でのよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし

【嶋崎会長】

1点目の公立保育園の今後のあり方については、承認ということで進めさせていただきます。

続いて、2点目の朝霞市育成保育等実施要綱及び医療的ケア児の保育園等受入れガイドラインの改正について、に移りたいと思います。こちらについて、御意見・御質問はございますか。

【大谷委員】

民間保育園連絡協議会の大谷です。

医療的ケア児について、0歳で入園した時にはわからなかったり、途中で医療的ケアが必要になるケース等、いろいろなことが想定されると思います。

職員の加配については、これまでも対応いただいたことはありますが、看護師の採用は難しいのではないかと考えています。この場合、市として何か考えている手当等があればお聞きしたいです。

【白倉主査】

保育課の白倉でございます。

まず制度といたしまして、医療的ケア児にかかわらず、障害ですとか発達が気になる子がいたときに、民間保育園の方で追加の職員を配置された場合、加配の職員を付けることに対しての民間の補助金がございます。そちらにつきましては、医療的ケア児の場合でも適用されることとなっております。

0歳からというお話がございましたが、今回整備させていただいた要綱、ガイドラインでは、医療的ケア児の申請というものを別出しをさせていただいて、今後は1歳からの申請として実施していきたいという内容となっております。

今、大谷委員からのお話にありましたように、0歳で受け入れたお子様が途中で医療的ケアが必要となることもございます。その場合は、その都度、保育課と保育園とで協議等をさせていただく形になるかと思っております。受け入れていただいた後のお話でもありますので、丁寧に協議していくようになるのではないかと考えております。

以上でございます。

【白倉主査】

追加で説明をさせていただきます。

資料3-3を御覧いただけますでしょうか。医療的ケア児の保育園等受入れガイドラインとして、現時点の最新版でございます。こちらの8ページ、第2章、医療的ケアの実施体制と関係者の役割の(3)医療的ケア実施保育所等への支援、でございます。

こちらにつきましては、今後、医療的ケアが必要なお子様を受け入れていただいている施設等が集まって、保育所間で情報を共有するための会議を開催したいという内容を記載しており、「必要に応じて医師等の専門家に相談を行います」としております。この子ども・子育て会議の委員の所属である、みつばすみれ学園にもお声掛けをさせていただいて、御協力について前向きなお返事をいただいているところです。

これからこの会議を具体化していきたいと考えておりますが、こういった場で受け入れている施設間での情報共有を行い、ケースの検討を行うことで、補助金以外の面での体制を整えていきたいと考えているところです。

以上でございます。

【大谷委員】

確認になりますが、医療的ケアが必要かどうかの認定について、職員の加配だけで済むのか、看護師の配置が必要なのかについて、その都度、行政を交えて確認し、行政が認定するというのでしょうか。

【白倉主査】

再度、資料3-3を御用意いただき、4ページを御覧ください。(3)基本的な医療的ケアの内容を①から⑦とし、今回のガイドライン、要綱に基づき、来年度からはこれらの内容に関する申請を想定しております。

続けて、最後のページを御覧いただけますでしょうか。フローチャートとなっている別紙、医療的ケア児の入所の流れ、でございます。8月に医療的ケア児を対象とした入所申請書等の提出を想定しており、その後、面談・体験保育を実施し、10月下旬に朝霞市障害児保育審査委員会で集団保育の可否を審査することとなります。11月下旬の朝霞市障害児保育審査委員会では、利用調整・選考を行い、入所決定という流れを考えております。

入園後に医療的ケアが必要となった場合につきましては、この審査委員会に準じて審査をしていくことになっていきます。

以上でございます。

【嶋崎会長】

よろしいでしょうか。

そのほか、いかがでしょうか。

資料3-1の3ページ目に、現行と今回の改正についてまとめられています。部会で承認された案を、子ども・子育て会議として承認いただけますでしょうか。

【各委員】

異議なし

【嶋崎会長】

それでは、承認ということで、議題(2)を終結いたします。

続きまして、議題(3)こども誰でも通園制度について、事務局から説明をお願いします。

【白倉主査】

保育課の白倉でございます。

資料4-1、4-2を御覧ください。

まずは、資料の配付が本日となりましたこと、大変申し訳ございませんでした。おわび申し上げます。

朝霞市乳児等通園支援事業、報道等ではこども誰でも通園制度と呼ばれる事業について、令和8年度から本市で開始するため、準備を進めております。

本日は、制度の実施事業者の認可・確認に関する意見聴取ということで、実施事業者の募集結果と審査結果等を御説明させていただきます。

まず、資料に入る前に、こども誰でも通園制度とは、生後6か月から満3歳未満で、現在、保育所等に通っていないお子さんを育てている御家庭が、就労要件を問わず、時間単

位で利用できる、新たな通園制度になります。令和8年度から全国の自治体で本格実施することになり、本市も条例の制定や事業者の募集等に対応しているところでございます。

それでは、資料4-1を御覧ください。1ページの1、実施事業者の募集結果でございます。募集期間は、記載のとおり10月から行い、応募件数は7件ございました。内訳にありますとおり、7件全てが現在、市内で認可保育所、認定こども園、小規模保育を行っている施設からの応募となりました。また、実施方法は、一般型の在園児合同が1件、余裕活用型が6件となっております。

次に、2利用定員の状況でございます。一般型が0歳児と1歳児で1名ずつ、余裕活用型が0歳児から2歳児までで20名となっており、合計で22名の利用定員となっております。

具体的な応募施設の状況につきましては、資料4-2を御覧ください。こちらが応募のありました7事業者の、施設名称、実施方法、利用料や利用定員等の一覧表になります。表の中ごろになりますが、利用料という列があり、御覧のとおり、各事業者が1時間当たり300円から400円という利用料を設定しています。また、受入年齢は一般型と余裕活用型に分けて、年齢や利用定員等を記載しています。

それでは、再び資料4-1の2ページを御覧ください。応募のあった事業者について、市では資料のとおり、審査を行っております。まず、(1)応募要件についてですが、四角で囲っている要件を挙げております。今回、応募のあった全ての事業者が、これまで市内で保育所等を運営していること等から、応募要件を満たしていると判断しております。

続いて、(2)施設・職員配置基準ですが、2ページ下段の施設基準、3ページ上段の職員配置基準について、条例で定めている基準を満たしていることを確認しております。このことから、今回、応募のありました7事業者につきまして、認可・確認の決定の手続きを市として進めたいと考えております。

なお、参考として、事業者の募集に関する説明会等の状況を3ページの4に掲載しています。制度の開始に向けて、昨年5月に意向調査を行ったほか、民間の保育所や幼稚園に対して、制度についての説明会や意見交換会を行い、募集を行ったところです。

次の5実施に向けたスケジュールは、先週2月5日から利用登録、認定申請の受付を開始しております。今後、実施事業者の認可・確認の通知を行うとともに、利用者に対して、認定通知を3月以降に行い、4月の制度開始ができるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

【嶋崎会長】

議題(3) こども誰でも通園制度について、事務局から説明がありました。ただいまの事務局の説明について、御意見・御質問はございますか。

【佐藤委員】

佐藤です。

令和8年度4月から全国で一斉に始めることは承知しておりますが、全国で統一の申込みアプリといったものが作られるというふうに聞いております。朝霞市でも同様の申込み体系なののでしょうか。

7施設それぞれの利用料金がございますが、朝霞市から受入れ施設に対して補助金のようなものをプラスで出しているのかどうか。

一時預かり事業とこども誰でも通園制度の違い、以上3点を御説明いただけないでしょうか。お願いいたします。

【白倉主査】

保育課の白倉でございます。

まず1点目につきまして、市と事業者、それから利用者の3者は、国が用意いたしました総合支援システムを使って、利用の予約、認定に対応していく形となります。この総合支援システムは国が構築しておりますので、全国共通でどの自治体も使用可能となります。

続きまして、2点目の利用料にプラスした補助金のようなものが事業者に対してあるのか、についてです。まず利用者から頂く利用料、給食費とおやつ代のような実費徴収分を収入とすることができる、というふうになっております。それ以外として、利用実績に応じて国・県・市から施設に対して支払われるものがございます。年齢に応じて単価が定められており、1時間当たりの単価を乗じた額を毎月支払うこととなります。

最後に、一時保育との違いについてですが、一時的に保育園等にお子様を預けることが可能という点については同じになりますが、国の説明では制度の目的が異なっております。こども誰でも通園制度は、御家庭ではない、保育園等の集団生活の環境や保育士等の専門の方がいるといった環境でこどもが成長するといった部分に着目しているものとなります。一方で、一時預かり事業については、例えば保護者の方が病気、短時間のお仕事等、保護者の御都合でお子様をお預かりすることが目的の制度となります。

以上でございます。

【嶋崎会長】

よろしいですか。

【佐藤委員】

もう1点よろしいでしょうか。

こども誰でも通園制度と一時預かり事業の違いはわかりました。一時預かり事業は、保護者の方が必要な時に利用する制度かと思えます。こども誰でも通園制度は、月10時間の範囲内でスポットでの利用を可とするのか、曜日固定する等して実施していくのか、朝霞市はどちらになりますか。

【白倉主査】

保育課の白倉でございます。

利用時間につきましては、佐藤委員がおっしゃったように、国の制度上、こども一人当たり月10時間となっております。使い方としては、制度上、柔軟利用と定期利用がございます。本市におきましては、どちらも認めていきたいと考えております。

現状、7施設の保育所の意向といたしましては、提供日の中で利用者が利用したい日時を選んで申込みをするスポットでの利用を可とする体制で実施することを伺っております。ですが、佐藤委員のお話にもありました、例えば、毎週水曜日午前10時から、こども誰でも通園制度利用者用の枠を設定して実施することも可能です。そのため、今後、定期利用を希望する施設があった場合には審査等を行い、実施に向けて検討してまいります。

【佐藤委員】

ありがとうございます。

最後にもう1点お伺いします。満3歳に満たないお子さんがいきなり母子分離となると、不安になって泣いてしまう子が多いと思えます。この泣いている状態で教育的な意

味が発揮されるかどうか、という点が疑問なので、可能であれば母子分離ではなく、母子一緒に通えるような仕組みにしていただけたらな、という希望をお伝えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

【嶋崎会長】

仕組みについては園に任せる形でしょうか。

【白倉主査】

まず、御要望として承りました。

仕組みにつきましては、国の説明になります。母子分離を基本とした制度となっております。ただ、通い始めの期間につきましては、親子登園も可能であるというふうになっております。

引続き、今後の国の制度検討等に注視してまいりたいと思います。

【嶋崎会長】

そのほか、いかがでしょうか。

【平田委員】

あさかプレーパークの平田です。

この制度が始まるに当たって、対象となる各家庭への周知等はしているのでしょうか。それとも自分で調べる等して情報を収集しているのでしょうか。

【白倉主査】

保育課の白倉でございます。

市民、対象者への周知につきましては、2月5日から認定申請の受付を開始し、広報あさかと市のホームページで行っております。また、保育所等に通っていないお子様が多く利用されることを想定して、子育て支援センターで説明会を開催したほか、同施設にチラシを設置し配布させていただいております。もう一つ、10か月児健診と1歳6か月児健診にお越しいただいた方へのチラシの配付も2月から開始しております。

以上でございます。

【平田委員】

連日、あさかプレーパークの遊び場に乳幼児を連れて保護者が来ていますが、この制度の話はお母さんたちの中では全く知られていない状況で、私も今この場で2月5日から開始されたことを知りました。遊び場に来るお母さんの中には、子育てが大変で涙してしまう方もいらっやあって、本当に必要としている方に情報が届いているのかな、と感じています。

子育て支援センター等の施設だけではなく、あさかプレーパーク等の居場所となるような場所にも資料を提供いただいて、子ども・子育て会議のような場に関わっている私たちが説明をさせてもらえれば、多くの方に届くのではないかと思います。

【白倉主査】

保育課の白倉でございます。

認知度を上げていく、必要な方に届けていくというのは喫緊の課題になりますので、対応してまいりたいと思います。

【大谷委員】

民間保育園連絡協議会の大谷です。

こども誰でも通園制度の中には、子育てに疲れてしまったお母さんのケアといった内容もあったと思いますが、お母さんとの対話の仕方等、さほど専門的知識がない保育園でどこまで対応していけるのか、とても心配しています。

【嶋崎会長】

そのほか、いかがでしょうか。

【宮野委員】

幼稚園保護者代表の宮野綾子です。

私も幼稚園にこどもを2人通わせていましたが、大変だなと感じたときにこのような制度があったらよかったな、と感じています。

資料に、定員について22人と書いてありますが、広く周知されて応募が100名ありましたとなった場合は、どのような基準で預かれるお子さんを決めていくのかをお聞きしたいです。

【白倉主査】

保育課の白倉でございます。

先ほど、国の総合支援システムについて御説明をさせていただきましたが、利用の予約については、この総合支援システムを使って希望する施設の空き状況を確認して行っていただきます。利用の決定につきましては先着順となります。

定員22人につきましては、1日の定員でございます。お子様一人当たり月10時間の利用時間となっておりますので、ひと月の中で利用日は分散していくのではないかと想定しております。また、今回の認可で足りるかどうかという点については、実施してみないことにはわからない部分もございますが、認定申請や申込み件数について注視していかなければならないと考えております。

以上でございます。

【山谷委員】

山谷です。

一般型と余裕活用型にはどのような違いがあるのか教えていただけないでしょうか。

【白倉主査】

保育課の白倉でございます。

あさしがおかアンジュこども園では、一般型（在園児合同）という方法で実施していただくこととなりますが、こちらにつきましては、こども誰でも通園制度用の定員、0歳児で1人、1歳児で1人を設け、保育園の既存のクラスに追加し、クラス運営を行っていく在園児合同という方法となります。

ほか6施設の実施方法である余裕活用型につきましては、保育園の既存の定員の中で空きがあった場合に、その枠を使ってこども誰でも通園制度のお子様をお預かりするという方法となります。

【山谷委員】

余裕活用型は定員に空きがない場合はできないということになりますか。

【白倉主査】

おっしゃるとおり、定員に空きがない場合は枠がないので実施されないということになります。

【山谷委員】

まだ待機児童がいる中で、空きが出る可能性はあるのでしょうか。

【白倉主査】

4月入所の二次申請受付締切りが今週末であるため、現時点で空きがあるかどうかは決定しておらず、まだわからない状況でございます。

【玄順次長】

朝霞市の場合、転入・転出が多いので、1・2歳児であっても一時的に枠が空くという状態が発生します。しかしながら、選考の関係ですぐに空いた枠を埋められるわけではなく、施設によっては1か月から2か月ぐらい枠が空いた状態となってしまいます。こういった場合に余裕活用型で実施する、ということで6施設から応募があったというのが現状でございます。

以上でございます。

【嶋崎会長】

そのほか、いかがでしょうか。

【平田委員】

あさかプレーパークの平田です。

そのような状況だと、空いている園に申し込むことになるため、こどもは複数の園に行くことになり、安定した人間関係を築けないというふうになってしまうのでしょうか。

【白倉主査】

こども誰でも通園制度は、保護者が希望する施設に利用申込みをすることができますので、決まった1施設、もしくは複数の施設でも利用申込みが可能となります。ただ、利用の空きがある場合とない場合が出てきてしまうということにはございます。

【嶋崎会長】

よろしいでしょうか。

こども誰でも通園制度について多様な意見がございましたが、4月から始まるに当たって市としての評価の仕方や国から定められたフォーマットといったものはあるのでしょうか。

先ほど、佐藤委員もおっしゃっていましたが、この制度がこどもにとってプラスに働いているのかどうかという点について、実際の現場である保育所の意見というのが非常に大きいと思います。そういった意見の吸い上げといったことを何か計画されていればお聞きしたいです。

【玄順次長】

保育課の玄順でございます。

今回導入に当たって、説明会のほか、事業者の方々と意見交換会を実施いたしました。制度が開始されてからも実施している事業者、今後開始を検討している事業者に対して、随時意見交換会や説明会といった機会を設け、吸い上げられる意見等は吸い上げていきたいと考えております。

今回応募のあった全ての事業所は、既に市内で保育所等を運営している事業所になります。今は年に1回、市内合同園長会というのを行っており、この中で意見を頂いたり、こちらから情報提供する等しております。もし、これから新規で実施したいという事業所があった場合には、合同園長会に御参加いただき意見聴取をするといったことも考える必要が出てくるかと思っております。

また、システムの話になりますが、お子様の情報等について市が確認することもできますので、必要な部分については確認、吸い上げを行っていきたく思っております。

以上でございます。

【嶋崎会長】

ありがとうございます。

今回は、資料4-2にあるとおり、応募状況についての報告ということが第一の狙いかと思っておりますが、こどもにとって、保護者にとってどのような影響、効果があるのかといったことを含み置いていただきながら意見の集約を行っていただけたらと思っております。

それでは、これで議題(3)を終結し、議題(4)に移りたいと思っております。

議題(4)その他について、事務局から何かございますか。

【橘係長】

保育課から2点、御報告いたします。

まず1点目、昨年7月1日の第1回子ども・子育て会議で御説明させていただきました、浜崎保育園及びさくら保育園における土曜日共同保育の実証実験の結果につきまして、御報告させていただきます。

こちらの実証実験は、昨年8月から10月までの約3か月間実施いたしまして、土曜日における保育園職員の出勤数をおおむね半減させる等、一定の成果を上げることができました。また、実証実験終了後に実施した保護者及び職員のアンケートの結果を踏まえ、運用面、体制面について検討を重ねた結果、来年度からは新たに溝沼保育園も加えまして、土曜日共同保育を本格実施することといたしましたので、御報告させていただきます。

以上でございます。

【嶋崎会長】

土曜日の共同保育について報告がありました。

それでは、引き続きよろしく願いいたします。

【鍋島係長】

保育課保育支援係の鍋島と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、私からは、子育て支援センターにおける一時預かり事業について御説明をさせていただきます。

子育て支援センターでの一時預かり事業につきましては、今年度第1回の子ども・子育て会議で御報告をさせていただきましたけれども、子育て支援センターなかよしばあくでの一時預かり事業でございます。

こちらは令和6年度に実証実験を行い、利用実績、利用者アンケートの結果を踏まえまして本格的に実施をするということで、今年度準備を進めてまいりました。この度、一時預かり事業の運営業務委託の事業概要、委託仕様書が整いましたので、皆様にお示しをして御説明をさせていただきます。

それでは、まず資料5-1、子育て支援センター一時預かり事業実施概要(案)を御覧ください。事業の趣旨・目的についてでございますが、本事業は保育所等を利用していない子育て世帯で、リフレッシュや日常生活上の突発的な事情等により一時的に乳幼児の預かりを必要とする保護者が、安心して利用できる場を提供するものでございます。特に、配慮が必要な乳幼児を抱える家庭に対しましては、通い慣れた子育て支援センター内で一時預かりを実施することで、お子様が保護者以外の大人や同年代のこどもと関わる機会を設け、社会性やコミュニケーション力を養い、保育園への入園や就学に向けた準備を行う場としております。併せて、保護者の方が自分のための時間を過ごす機会を確保することで、子育ての負担感の軽減を図ることを目的としております。

続いて、事業の具体的な内容について、御説明いたします。

実施時期は令和8年5月のゴールデンウィーク明けを予定しております。実施日時は、原則として水曜日を除く平日、午前枠が10時から午後0時30分まで、午後枠が午後1時から3時30分まで、各枠2時間30分の実施となります。定員は、午前・午後、各枠5人までとしております。対象者は、原則、0歳6か月から満4歳未満の乳幼児で、保育所や認定こども園等に在園していないお子様に限ります。また、障害、疾病、発達特性、その他の事情を理由として対象から一律に除外せず、インクルーシブ保育の考えに基づき原則として受け入れることとしております。利用料は、乳幼児1人当たり1回750円を事業者の収入として徴収いたします。

次に、資料5-2朝霞市子育て支援センター一時預かり事業運営業務委託仕様書(案)を御用意ください。仕様書の項目1番から9番までは実施概要(案)で御説明したとおりでございます。

3ページの項目10番、管理運営体制を御覧ください。職員配置につきましては、1年以上の保育所等勤務経験がある等、育児や保育に関して知識及び経験を有する者を常時2名、うち1名は保育士の有資格者を配置することといたします。また、配慮が必要な乳幼児を受け入れる場合は、必要に応じて職員を加配し、発達支援や障害者支援の分野に関する知識や技能を有するスーパーバイザーを活用することで、重点的な支援が行えるよう体制を整えてまいります。

続きまして、仕様書10番のうち、職員研修について御説明いたします。事業実施者に対しまして、職員への計画的な研修実施を義務付けております。具体的には、保育指針に基づく乳幼児保育、障害・発達特性の理解とインクルーシブ保育、虐待防止及び権利擁護、これらを含む研修を実施し、運営に必要な知識の習得に努めることとしております。

続いて、11番、衛生・安全確保の項目を御覧ください。施設の保健衛生、安全確保のため、定期的な施設の安全確認を行い、利用者に事故がないようにすること、感染症対策、災害対応、事故防止等の必要なマニュアルの整備と遵守、職員の健康管理については、労働安全衛生法に定める健康診断及び検査等を適切に実施し、感染症が疑われる者を就業させないこと、その他施設の清潔保持、共用部分や共用物品等の消毒を定期的に行うこと、乳幼児の使用するおもちゃの消毒を定期的に行うこと、これらの事項を適正に実施することとしております。

次に仕様書の項目17番、業務の記録、報告書の提出を御覧ください。事業実施者は、業務を記録する上で必要な帳簿を備え記録し、市に報告書を提出することを義務付けております。具体的には、一時預かり利用者名簿及び保育日誌、利用実績書として、月別利用実績報告書、年間運営業務実績報告書等としております。

市による監督・検査体制につきましては、仕様書の項目18番、その他の記載のとおり、市は保育の質を担保するため、一時預かり施設の運営に関して、事業実施者に対し随時業務改善を指示することができます。また、市は必要に応じて施設内に立ち入り、運営状況等の調査を行う権限を有しております。

これらの体制により、継続的に保育の質を確認し、必要に応じて改善を図ってまいります。

最後になりますけれども、本事業は、保育所等を利用していない子育て世帯の負担軽減と、特に配慮が必要なお子様への支援を両立させる取組でございます。

インクルーシブ保育の理念に基づき、全てのお子様を受け入れる体制を整え、職員研修、衛生・安全管理の徹底、定期的な報告と市による監督・検査体制により、安心・安全で質の高い一時預かりサービスを提供してまいります。

説明については以上でございます。

【嶋崎会長】

一時預かり事業の実施概要について説明がございましたが、御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そのほか、事務局から何か報告はございますか。

これで議題は全て終了いたしました。最後に全体を通して委員の皆様から御意見・御質問はございますか。

それでは、これで終了させていただきます。最後に、本会議の議事録につきましては、会長及び副会長に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし

【嶋崎会長】

これで、議長の座を降ろさせていただきます。

ありがとうございました。

【榎本主任】

嶋崎会長、議事進行ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましても、長時間、御審議いただきありがとうございました。

以上で、令和7年度第4回朝霞市子ども・子育て会議を終了いたします。

ありがとうございました。